

第廿二條 府縣支部聯合會大會代議員は支部及當該府縣所至の加入団体より選出するものとす。

第廿三條 府縣支部聯合會の規約は中央執行委員會の承認を経るものとす。

第廿四條 特別都市支部聯合會は府縣支部聯合會に準ず但右特別都市は中央執行委員會の定むる如く依る。

第二章 支部

第廿五條 支部は地理的區劃に依り黨員五十名以上を以て組織するものとす、

但し必要ある場合は適宜之を組織することを得、

第廿六條 支部には左の機關を設くるものとす、

一 大會

二 執行機關

第三章 班

第廿七條 班は支部内に於て黨員十名以上を以て便宜之を組織するものとす、

第廿七章 黨と他団体との關係

第廿八條 黨は労働組合、農民組合及水平社との間に連絡機を設くるものとす、

第八章 黨費及會計

第廿九條 黨費は黨員一名に付年額金六拾錢とす、団体所屬員の黨費は二名に付年額金拾錢とす、

但し右団体は資格審査は中央執行委員會又は黨大會之を爲す、

第卅條 黨大會代議員を選出する資格ある団体の黨費は代議員一名毎に年額金拾圓とす、

第卅一條 黨經費の予算は中央執行委員會に於て原案を作成し大會の協賛を経ることを要す、

第卅二條 黨經費の決算は大會の承認を経ることを要す、

第卅三條 黨機關紙の會計は獨立會計とす、

第卅四條 黨會計年度は 月 日より翌年 月 日迄とす

第九章 罰則

第十條 附則

第卅五條 黨規約は黨大會出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば修正又は変更するを得ず、